

紫波町議会議員政治倫理条例

令和2年3月24日紫波町条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、紫波町議会基本条例（平成26年紫波町条例第12号）第13条に規定する紫波町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員の責務)

第2条 議員は、紫波町議会基本条例第10条の活動原則にのっとり、町民の信託を受けた町民の代表であることを認識し、その役割及び責務を自覚するとともに、政治倫理を遵守しなければならない。

2 議員は、第4条に規定する政治倫理基準に違反する事実（以下「政治倫理基準違反」という。）があるとの疑惑を招いたときは、自ら疑惑の解明に当たるとともに、町民に対し、自ら進んで事実を明らかにしなければならない。

(町民の役割)

第3条 町民は、主権者として自らも町政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働き掛けを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第4条 政治倫理に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 町民全体の代表者として、常に人格の向上及び倫理の体現に努め、その品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと。
- (2) その職務に関し、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (3) その地位を利用して不正に金品を授受しないこと。
- (4) 政治活動に関し、法人その他の団体から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。議員の後援団体においても、同様とする。
- (5) 寄附及び挨拶状の頒布について、法令を遵守すること。
- (6) 町又は町が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している法人が行う工事の請負、業務の委託又は物品の購入（以下「町等が行う工事等」という。）に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を踏まえ、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある行為をしないこと。
- (7) 町等が行う工事等に関し、不正又は不当な働き掛けをしないこと。
- (8) 町の職員（会計年度任用職員等を含む。次号において同じ。）の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けないこと。
- (9) 町の職員の採用、昇任その他の人事に関して不当に関与しないこと。
- (10) 嫌がらせ、強制、セクシャルハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(補助法人の代表者等就任等の届出)

第5条 議員は、国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けている法人の代表者又は役員に就任したときは、その就任の日から30日以内に、議長にその旨を届け出なければならない。代表者又は役員を退任したときも、同様とする。

(審査請求)

第6条 町民又は議員は、議員に政治倫理基準違反があると認めるときは、その事実を示した書類を添えて、町民にあつては有権者数の200分の1以上の者の連署、議員にあつては議員定数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、議長に対し、政治倫理基準違反に関する

る存否の確認の審査請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

- 2 審査請求は、政治倫理基準違反があった日から1年を経過したときは請求することができない。ただし、正当な理由があると議長が認めたときは、この限りでない。

（調査）

第7条 議長は、審査請求があったときは、識見を有する者に調査を依頼することができる。

（審査請求に関する事件の付議）

第8条 議長は、審査請求があったとき、又は当該審査請求について前条の規定により調査を依頼したときは、当該調査が終了後、議会運営委員会に諮って、会議に付すべき事件に定めるものとする。

（議会の審査）

第9条 議会は、前条に規定する会議に付議された事件（以下「審査請求付議事件」という。）の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）の政治倫理基準違反の存否を確認し、議決しなければならない。

- 2 対象議員は、前条に規定する会議に出席して弁明することができる。

- 3 審査請求付議事件は、会議に諮って政治倫理審査に関する特別委員会（以下「特別委員会」という。）に付託されるものとする。ただし、議長は、審査請求付議事件が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議に諮って特別委員会への付託を省略することができる。

（1）審査請求の内容が、政治倫理基準違反でないことが明らかなきとき。

（2）審査請求の内容が虚偽その他正当な理由を欠く審査請求であることが明らかなきとき。

（議会の措置）

第10条 政治倫理基準違反が存すると議決された場合においては、議会の品位及び名誉を守り、かつ、町民の信頼を回復するため、議長は、対象議員に対し必要な措置を講じなければならない。

- 2 政治倫理基準違反がないと議決された場合においては、対象議員の名誉回復のため、議長は、必要な措置を講じなければならない。

- 3 議長は、前条第1項の規定により議決されたとき、又は第1項の規定による措置を講じたときは、第6条第1項に規定する代表者にその旨を通知するとともに、公表するものとする。

（補則）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（紫波町議会基本条例の一部改正）

- 2 紫波町議会基本条例（平成26年紫波町条例第12号）の一部を次のとおり改める。

第13条の次に次の1項を加える。

- 2 議員の政治倫理に関する事項については、別に条例で定める。